

氷見市立地適正計画 第2回 検討委員会

令和6年3月25日(月)

(1) 前回会議の意見対応 (案)

(2) 計画改定素案の主な内容

【主な改定内容】

- ・ 3章 立地適正化計画の基本的な方針
- ・ 4章 誘導区域・施設・施策の設定
- ・ 5章 計画の進行管理

(3) 今後の予定

(1) 前回会議の意見対応

発言者	主なご意見	対応（案）
大嶋委員	<p>更なる少子高齢化等により、目標値と現状値がますます離れていくと想定され、今後10年先等を見据えてどのように考えていくかが重要である。</p> <p>ハード・ソフトのほかに、ヒューマンの3つの視点が大切で、実際に動かすのは市民である。氷見高校での生徒の取組なども踏まえ、公・民・学の連携が重要ではないか。</p> <p>小中高の児童・生徒には、東日本大震災等の歴史を踏まえ、将来の地域を守る担い手として、思想を植え付けていく必要がある。</p> <p>防災を考える上で、自助・共助・公助の視点が重要である。行動目標を掲げて考えていく習慣・意識を醸成し、広めていくことが重要である。民生委員の方と一緒に高齢者を守るということが大切で、それがヒューマンパワーだと思う。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の項目を記載。 (改定素案P42)</p> <p>[方針4]地域防災力の向上に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①避難計画の作成促進 ②自主防災組織の強化等 ③市民等への啓発活動 ④災害発生時における連絡体制の整備
井ノ口委員	<p>自助・共助・公助の視点とともに、防災教育との連携がある。また、氷見市の取組として防災訓練がしっかりされていると思う。防災教育などの視点もしっかりとこの計画の中に盛り込んでいければよい。</p>	
大嶋委員	<p>避難に向けた実践行動として、上庄川の県の協議会などの取組で、防災訓練を行っている。</p>	
本田委員長	<p>地域防災計画の取組も進められており、しっかりと連携していく必要がある。</p>	

発言者	主なご意見	対応（案）
表委員	<p>立地適正化計画は人口が減少している市街地に居住を誘導する計画であり、市街地において重要になる災害として大火や雪害も加えるべきである。</p> <p>大火を防ぐための地域づくりとして、防火帯となる道路の整備があるが、市街地では都市計画道路の整備が進んでおらず、また、窪地区や北部でも道路幅員が狭く、除雪ができないなどの課題もある。このような地域的な課題も含めるべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、以下のリスク分析を追加。 (改定素案P19、20、21) 「(4)災害の危険性⑧雪害、⑨用途地域内の災害リスクの整理、⑩ハザード区域の指定状況の整理」 ・大火(延焼シミュレーション)は、井ノ口委員のご指摘通り、検討が難しい状況であるが、過去に発生した本市の主な火災として、昭和13年9月の氷見町大火があり、その対策として、防火地域・準防火地域の区域設定が行われたものと想定される。そのため、改定素案P45において、居住誘導区域・防火地域・準防火地域の区域を図示する表記をした。 ・雪害は、既存の道路台帳データを確認したところ、分析や解析できるデータがないため、改定素案P19において、令和3年の大雪の被害状況等について記載した。
井ノ口委員	<p>大火については、建物の基準で耐火性が確保されているが、延焼火災は大火につながり分析しても良いかもしれない。しかし、発火点や風向きでシミュレーションが大きく変わり、妥当なものにすることが難しい。そのため、大火は検討が難しいが、雪害については、道路幅員や除雪ステーションまでの距離などで分析条件を設定できるなら、リスク分析ができるかもしれない。</p> <p>近年の災害の特徴として、大阪北部地震の際に通学路のブロック塀の調査がされたが、古い家屋のブロック調査は進んでいないと思われる。通学路の安全性の他、確実な避難路の確保もすべきであり、まちが変わる過程のなかでこの辺りにも配慮すれば、強いまちづくりが進むだろう。近年の災害の特徴が反映されるような施策になればよい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下を記載(改定素案P42)。 [方針4]地域防災力の向上に関する施策 ⑧住宅・建築物の耐震化等の促進 「地震発生時におけるブロック塀の倒壊等による災害を防止するため、危険ブロック塀等の除却・建替えに対する財政支援を行います」</p>

●雪害の状況 (令和3年の大雪の被害状況)【P19】

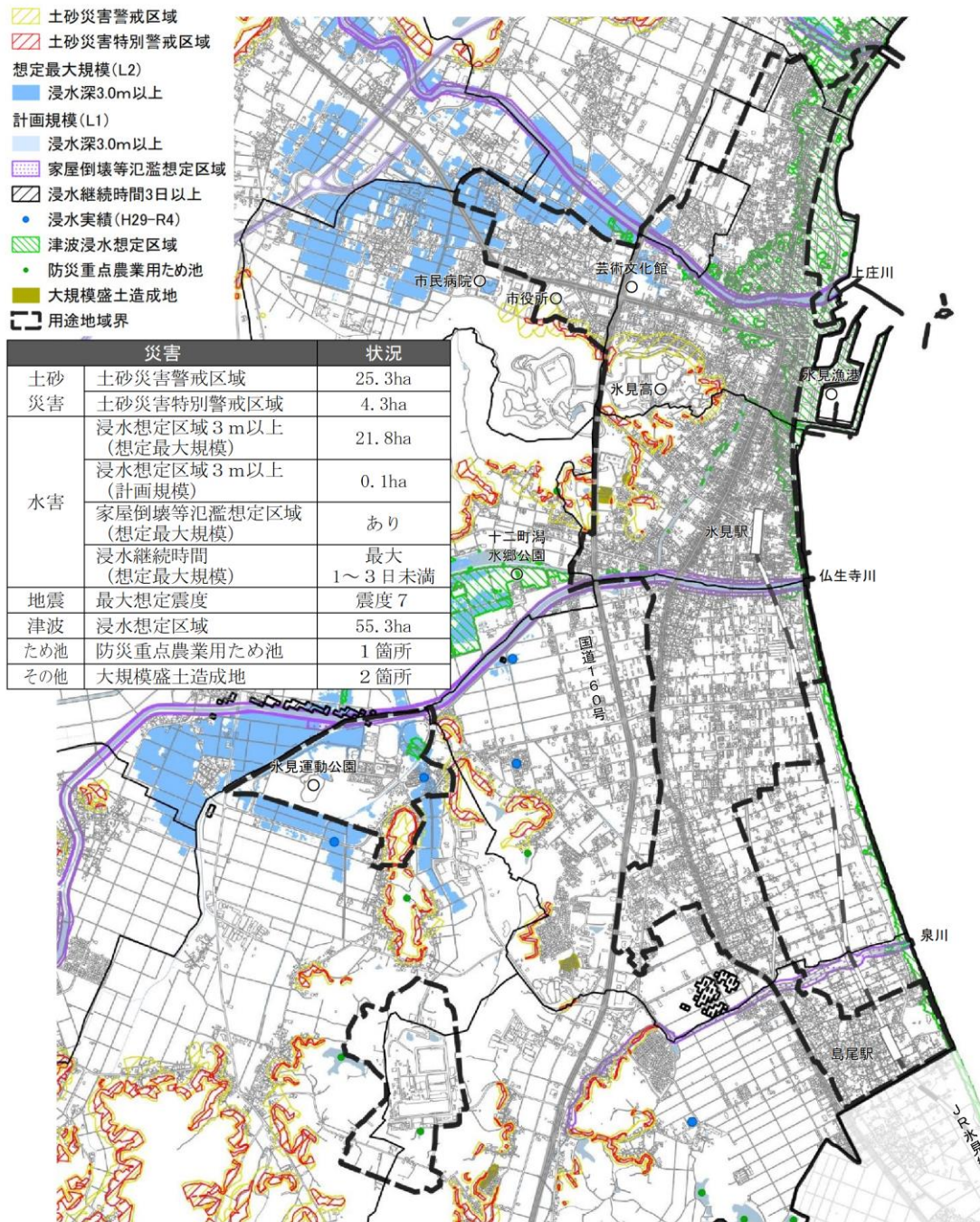


令和3年大雪
老谷地区における被害状況



倒木による被害状況

●用途地域内の災害リスクの整理【P20】



1. 前回会議の意見対応

●ハザード区域の指定状況の整理【P21】

○都市計画区域および居住誘導区域（H31.3 設定）における各ハザードの指定区域等は整理した結果、居住誘導区域では特に浸水（洪水・津波）への対応等により、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組む必要があります。

<ハザード区域一覧>

○: 区域に含まれる ×: 区域に含まれない

都市計画運用指針の考え方	対象地域	氷見都市計画区域(市全域)	居住誘導区域(H31.3 設定)	
居住誘導区域に含まないこととすべきである	a 土砂災害特別警戒区域	○	×	
	b 津波災害特別警戒区域	×	×	
	c 災害危険区域	○	×	
	d 地すべり防止区域	○	×	
	e 急傾斜地崩壊危険区域	○	×	
	f 浸水被害防止区域	×	×	
居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである	ア 土砂災害警戒区域	○	×	
	イ 津波災害警戒区域	○	○	
	ウ 水防法の浸水想定区域(洪水) [想定最大規模]	0～3m未満	○	○
		3m以上 ^{※1}	○	○
	水防法の浸水想定区域(洪水) [計画規模]	0～3m未満	○	○
		3m以上 ^{※1}	○	×
	水防法の家屋倒壊等氾濫想定区域 [想定最大規模]		○	○
	水防法の浸水想定時間 [想定最大規模]	3日未満	○	○
		3～7日未満 ^{※2}	○	×
	水防法の浸水想定区域(内水)		×	×
	水防法の浸水想定区域(高潮)		×	×
	エ 土砂災害防止対策の推進に関する法律による基礎調査		×	×
	都市洪水想定区域、都市浸水想定区域		×	×
	津波浸水想定における浸水の区域		○	○
○その他(浸水実績 H29～R4)		○	×	
○その他(ため池)		○	×	
○その他(大規模盛土造成地)		○	○ (安全性確認済)	

※1 都市計画運用指針には浸水想定区域の水深は示されていないが、垂直避難を考慮し3m(建物1階の高さ)を基準としてリスクを評価

※2 都市計画運用指針には浸水想定時間は示されていないが、帰宅困難者対策等で備蓄の基本とされている3日を基準としてリスクを評価

発言者	主なご意見	対応（案）
<p>大門委員</p>	<p>防災指針を超えた話になるかもしれないが、避難時に一時避難はできたが、家屋倒壊などで自宅に戻れない場合における、長期避難について検討しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で本市の防災計画では、大規模災害時に、仮設住宅をどこにどれだけ設置するかなど、詳細な部分の検討まで至っていない。また、他市で被災した方の受け入れについても、現状検討はなされていない（現在、市営住宅の空き住戸もない）。 ・そのため、以下のように記載。 （改定素案P42） [方針4]地域防災力の向上に関する施策④災害発生時における連絡体制の整備 「他自治体、防災関係機関、民間との災害時における応援協定締結」と記載。 今後は、ご意見の対応等について、どの程度踏み込んで、どの程度記載できるかなど、引き続き庁内関係各課と検討していく。
	<p>他市で被災した方を本市に受け入れることも定住につながると思うが、どのように考えるか。</p>	
	<p>水害や地震で住めない方々の受け入れ場所はないのか。</p>	
<p>表委員</p>	<p>計画の改定に伴うアウトプットとして、例えば「芸術文化館などを整備した」「都市計画道路を整備します」といったように、具体的な施策を示してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り対応。 （改定素案P45） <居住誘導区域内における施策(方針4:地域力の向上に関する施策)>において、主な誘導施策の内容を図示した。</p>

(2) 計画改定素案の主な内容

(文字色の見方)

赤字 現計画からの主な変更箇所

赤字 令和6年能登半島地震を踏まえた変更箇所

- 災害リスク分析より、**方針4**を追加し、**更なる防災・減災まちづくりに取り組みます。**
- フォローアップを踏まえ、**方針1～3**については、**施策の継続実施及び内容更新**を図ります。

【まちづくりの方針の見直し概要】

方針1
公共施設の集約・再編と公民連携による公共空地の利活用

方針2
中心市街地への子育て世代の定住促進

方針3
利便性向上による路線・市街地循環バス利用者の増加

計画の評価・検証

これまでの進捗状況を評価・検証し、次の5～10年を見据えた誘導施策を検討



防災指針の追加

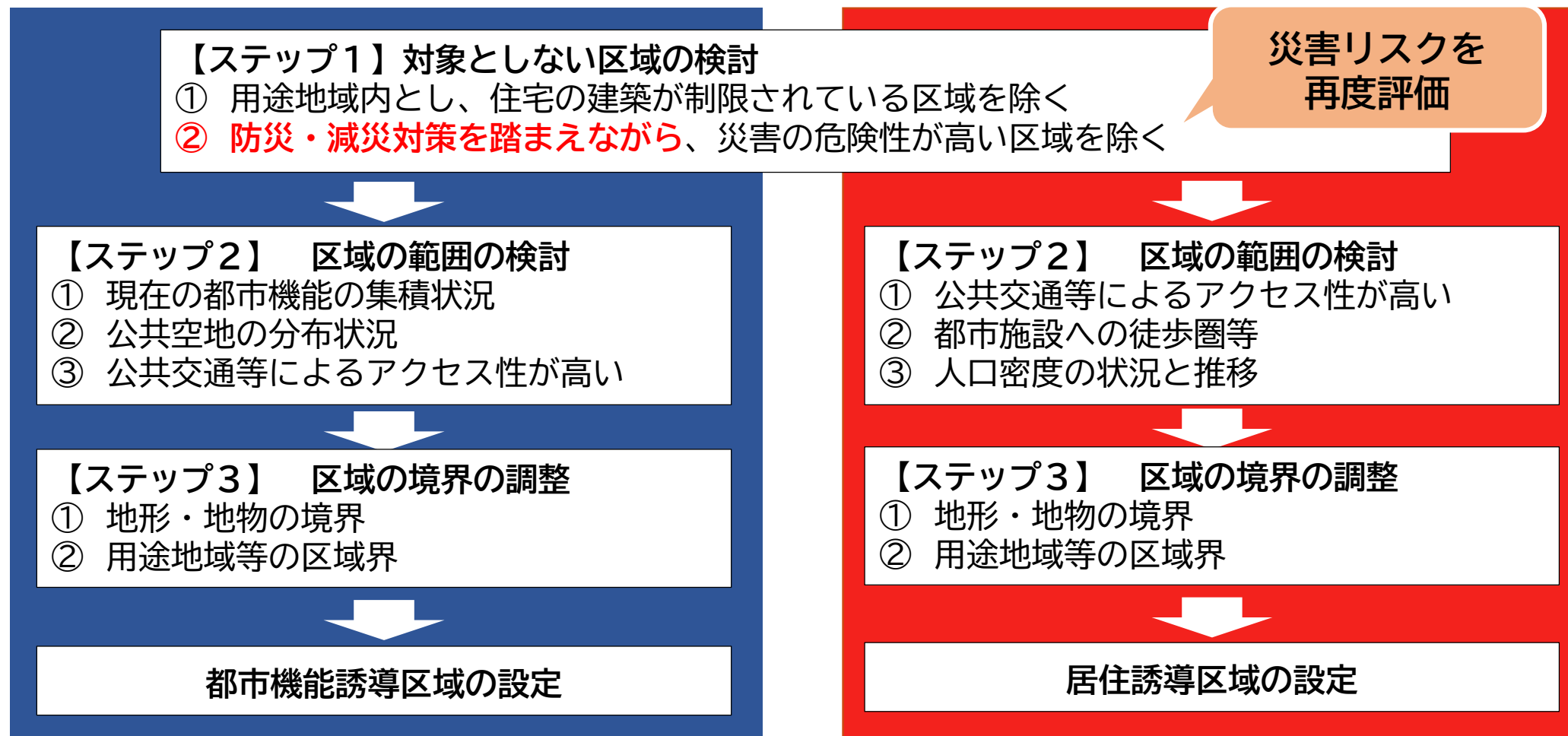
方針4
行政・住民・事業者等の連携による地域防災力の向上

居住誘導区域において想定される災害リスクの低減に向け、河川整備や土砂災害対策事業等の基盤整備、**住宅・建築物の耐震化の促進等**を継続的に実施しながら、行政・住民・事業者等が連携した避難体制の充実、適切な情報提供・意識啓発等を図ることで、地域の総合的な防災力向上に努めます。

1. 誘導区域 【改定素案P27-29】

○現計画で検討した「誘導区域設定の手順」を基本としながら、今回検討した災害リスクの評価・検証結果を加え、誘導区域の設定を再度検討します。

【まちづくりの方針の見直し概要】



1. 誘導区域 【改定素案P27-29】

○災害リスクの評価・検証結果を踏まえ、**誘導区域は変更しないものの、災害リスクのあるエリアでは、防災・減災対策を推進するため誘導施策に対策を設定します。**

■用途地域内の災害リスクの有無 ※「該当あり」は除外

- a. 土砂災害特別警戒区域 … 該当あり
- b. 津波災害特別警戒区域※1 … 該当なし（指定なし）
- c. 災害危険区域 … 該当なし（五十谷地区に指定あり）
- d. 地すべり防止区域 … 該当なし
- e. 急傾斜地崩壊危険区域 … 該当あり（a.と同エリア）
- f. 浸水被害防止区域区域 … 該当なし（特定都市河川の指定なし）

■上記以外の災害リスクについて

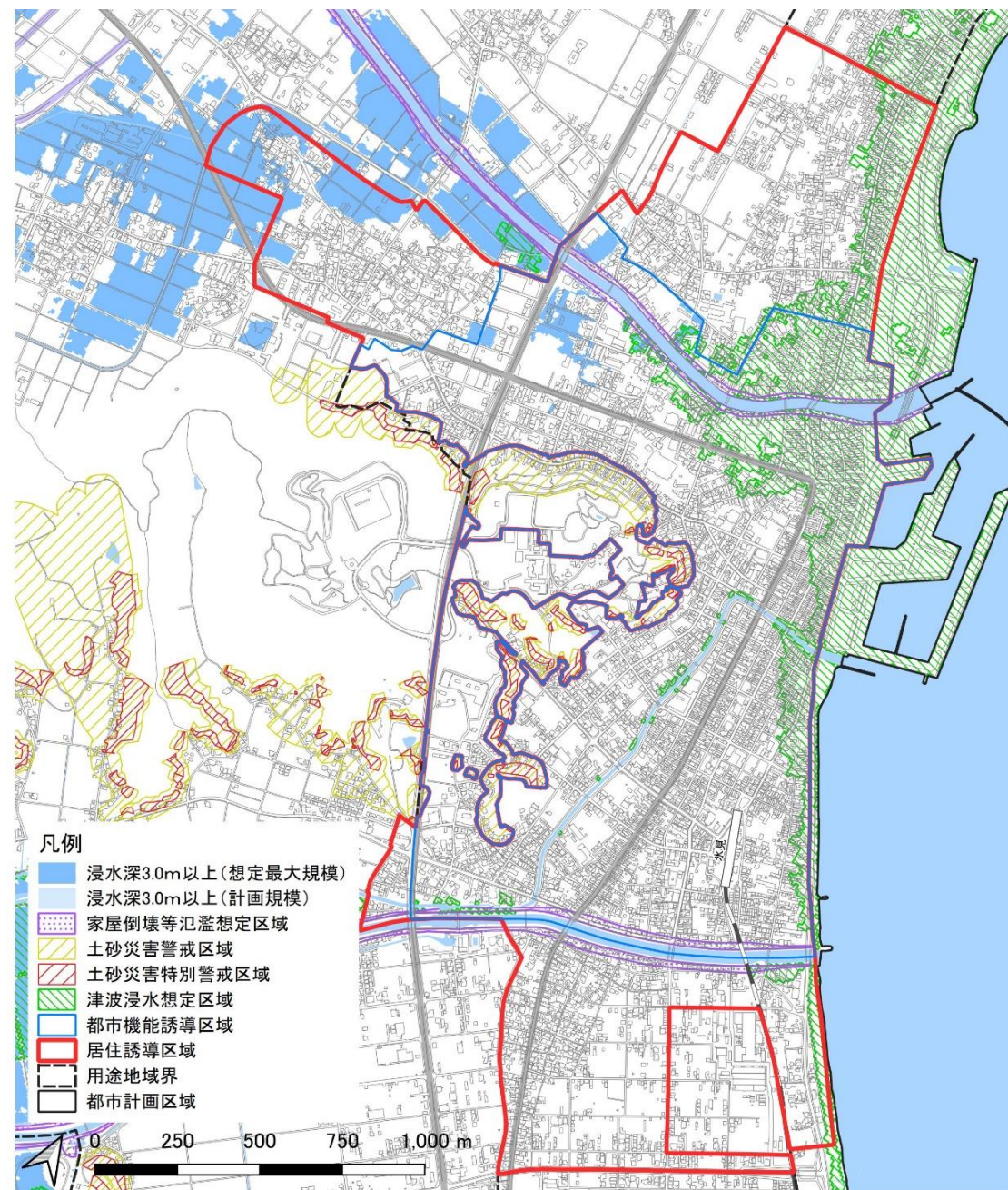
①津波浸水想定区域

●ハザードマップの作成・周知を行うとともに、氷見市津波避難計画において指定緊急避難場所や津波避難ビルを指定し、避難体制の整備を推進していること、また、沿岸部においては、主として津波を想定した避難訓練を地区の防災訓練で実施していることから、**居住誘導区域の設定の対象**とします。

②洪水による浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域

●ハザードマップの作成・周知を行うとともに、氷見市地域防災計画等によって指定緊急避難場所を設け、避難体制の整備を推進していること、また、上庄川下流(国道160号～海岸)部分の河川改修により浸水エリアの改善が見込まれることから、**居住誘導区域の設定の対象**とします。

【災害危険性のある区域(浸水想定区域・津波浸水想定区域含む)】



2. 誘導施策 【改定素案P37】

○計画の進捗状況や防災指針の追加に合わせ、誘導施策を次の通り更新します。

【方針・区域別誘導施策一覧(案)】

黒字:継続実施

赤字:見直し及び新規の施策

方針	区域	居住誘導区域内	都市機能誘導区域内	居住誘導区域外
(方針1) 公共施設の集約・再編と 公民連携による公共空地 の利活用			①集約後施設や施設跡地の 利活用	
(方針2) 中心市街地への 子育て世代の定住促進		①財政・金融的居住支援 ②住宅地等の整備促進 ③IJUターン希望者への情報提供・支援強化 ④空き家・空き地(都市のスポンジ化)対策の推進 ⑤景観資源を生かした地域の魅力向上	⑥子ども向け図書館整備 ⑦空き店舗・空き家を利用した 開業支援(補助金、研修)	
(方針3) 利便性向上による路線・ 市街地循環バス利用者 の増加		①路線・市街地循環バスの運行形態の見直し等による商業施設や観光施設等へのアクセス性の向上 ②公共交通利便性の向上(ICカード導入、バスロケーションシステム整備オープンデータ化) ③JR城端線・氷見線の直通化等による北陸新幹線との接続性向上		
			④総合交通結節点の機能強化 (JR氷見駅及び周辺)	
(方針4) 行政・住民・事業者等 の連携による 地域防災力の向上		①避難計画の作成促進 ②自主防災組織の強化等 ③市民等への啓発活動 ④災害発生時における連携体制の整備	⑦流域治水プロジェクト等による浸水対策の実施 ⑧住宅・建築物等の耐震化等の促進 ⑨緊急輸送道路の無電柱化の検討 ⑩海岸保全施設の老朽化対策 ⑫津波避難経路の確保	⑥土砂災害等の 対策の推進 ③ため池の整備と 危険性の周知
		⑤災害に強い道路ネットワークの整備および避難拠点へのアクセス向上 ⑩中心市街地における空き家対策事業等の推進		

2. 誘導施策

【方針1】 公共施設の集約・再編に関する施策 【改定素案P38】

多くの市民や学識経験者の方々の意見を踏まえて策定した「氷見まちなかグランドデザイン」や「氷見市公共施設再編計画」に基づき、公共空地等を活用しながら、公共施設の集約・再編を図ります。

施策	実施主体	実施時期の目標		
		短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (10年～)
① 集約後施設や施設跡地の利活用	市・事業者	→	→	→

(実施時期の見方 実線：期間内に完了予定の取組、破線：継続的な取組)



氷見市芸術文化館 (R4.10)
〔公共空地を活用し、5施設を1施設に集約〕



あさひの丘こども園 (R2.4)
〔民間保育園と公立保育園の統廃合による認定こども園の整備〕

2. 誘導施策

【方針2】市街地への居住に関する施策【改定素案P38-40】

市街地では、ある一定水準の人口密度を維持することにより、福祉・商業等の必要な生活サービス提供の持続性を図るため、「居住誘導区域」を設定します。また、設定した区域内に以下の施策等を行うことにより、緩やかに居住の誘導を図ります。

施策	実施主体	実施時期の目標		
		短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (10年～)
① 住宅取得者への財政・金融的支援	市	-----▶	-----▶	-----▶
② 優良な住宅地等の整備の促進 …民間事業者の住宅団地造成を支援。被災した建物等が多い市街地で、復興に向けた多様で柔軟な市街地整備などの取組検討。	市・事業者	-----▶	-----▶	-----▶
③ IJUターン希望者への情報提供・支援強化による移住・定住の推進	市・事業者	-----▶	-----▶	-----▶
④ 空き家・空き地（都市のスポンジ化）対策の推進	市	-----▶	-----▶	-----▶
⑤ 景観資源を生かした地域の魅力向上 …氷見市景観計画と連携し、地域固有の景観資源や観光資源を生かした地域の魅力を向上させることなどにより、将来的な移住・定住促進につながるような関係人口の拡大を図る	市・事業者・市民	-----▶	-----▶	-----▶
⑥ 子どもが安心して遊び、学ぶことができる市街地の公園や子ども向け図書館の整備	市	————▶		
⑦ 空き店舗・空き家を利用した開業支援	市・事業者	-----▶	-----▶	-----▶

(実施時期の見方 実線：期間内に完了予定の取組、破線：継続的な取組)

2. 誘導施策

【方針3】公共交通に関する施策【改定素案P41】

公共交通事業者と連携し、下記の施策等を実施することにより、路線・市街地循環バス利用者の利便性の向上により、公共交通利用者の確保を図ります。

施策	実施主体	実施時期の目標		
		短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (10年～)
① 路線・市街地循環バスの運行形態見直し等による商業施設や観光施設等へのアクセス性向上	市・事業者・市民	-----▶		
② 公共交通利便性の向上	市・事業者・市民	-----▶		
③ JR城端線・氷見線の直通化等による北陸新幹線との接続性向上	県・市・事業者	————▶		
④ 総合交通結節点の機能強化（JR氷見駅及び周辺） 【都市機能誘導区域】 …JR氷見駅及び周辺において、鉄道・バス・タクシー・自転車などの交通結節点機能の充実や、駅前広場や歩行者空間などのさらなる利便性の向上を図るとともに、商業・業務機能の充実、周辺施設と一体となった氷見市の玄関口としての魅力の向上を図る	県・市・事業者	————▶		

(実施時期の見方 実線：期間内に完了予定の取組、破線：継続的な取組)

2. 誘導施策 【方針4】 地域防災力の向上に関する施策 【改定素案P42-45】

【地域防災力の向上に関する居住誘導区域における主な施策】

【各災害共通の対策】

- ⑤国道160号への避難路整備
(第1次緊急通行確保路線)
都市計画道路加納稻積線の整備

【各災害共通の対策】

- ⑤朝日山公園へのアクセス向上
市街地に隣接する防災公園
(朝日山公園)へのアクセス
向上のため、避難路を充実
- ⑤朝日山公園の防災機能の拡充

【各災害共通の対策】

- ①避難計画の作成
- ②自主防災組織の強化等
- ③市民等への啓発活動
- ④災害発生時における連携体制の整備

【地震対策】

- ⑧住宅・建築物の耐震化等の促進
- ⑨緊急輸送道路の無電柱化の検討
- ⑩中心市街地における空き家対策
事業等の推進

⑧住宅・建築物の耐震化等の促進

住宅の耐震化(軟弱地盤対策を含む)を促進するため、木造住宅の耐震改修工事費への財政支援を行います。また、地震発生時におけるブロック塀の倒壊等による災害を防止するため、危険ブロック塀等の除却・建替えに対する支援を行います。

【水害対策】

- ⑦上庄川での総合的な治水対策
流域治水プロジェクトによる
浸水対策の実施

【各災害共通の対策】

- ⑤朝日山公園への避難路整備
都市計画道路朝日公園線整備

【津波対策】

- ⑪海岸保全施設の老朽化対策
- ⑫津波避難経路の確保

【水害対策】

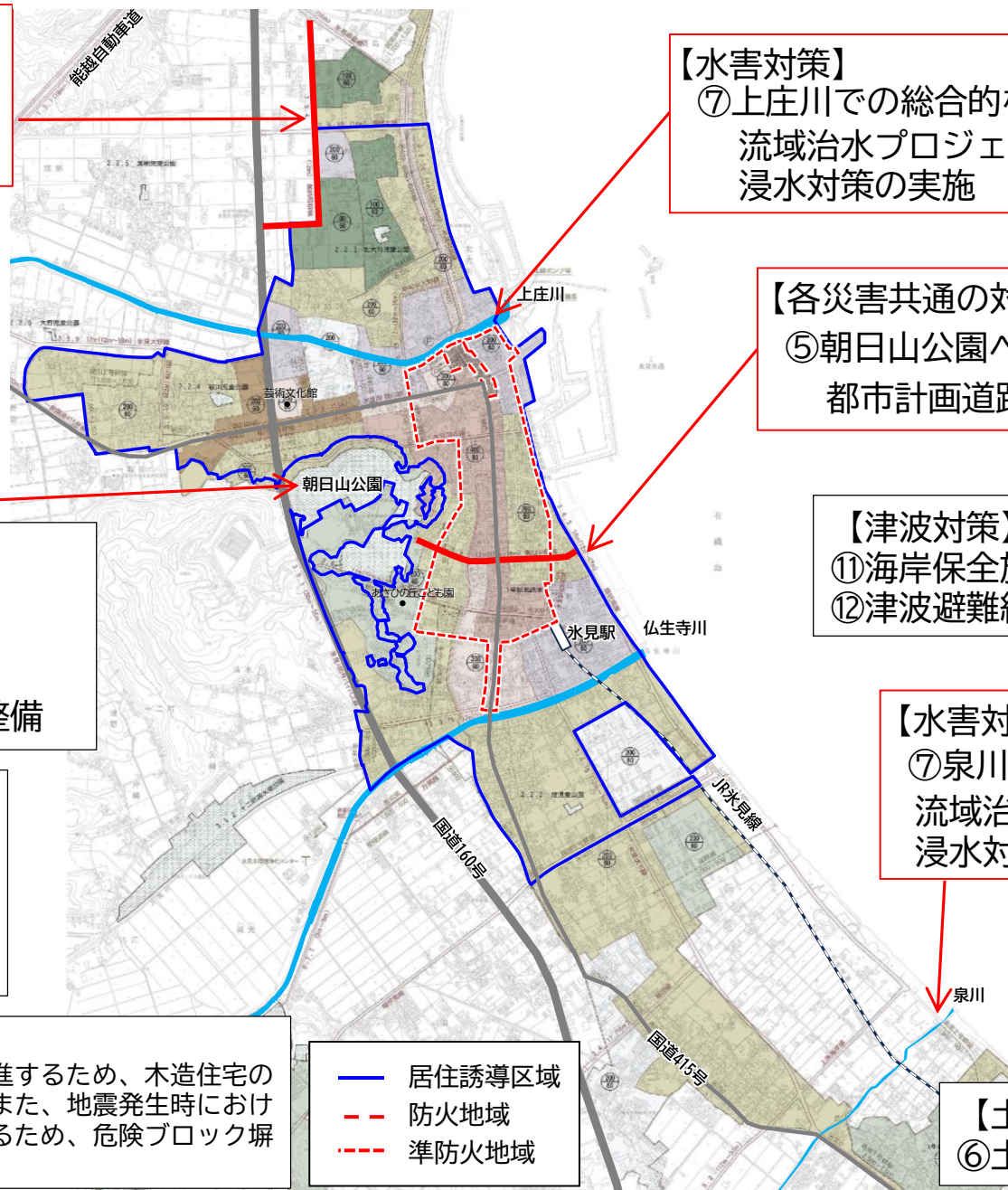
- ⑦泉川での総合的な治水対策
流域治水プロジェクトによる
浸水対策の実施

【ため池対策】

- ⑬ため池の整備と
危険性の周知

【土砂災害対策】

- ⑥土砂災害等の対策の推進



- 居住誘導区域
- - 防火地域
- · 準防火地域

2. 誘導施策

【方針4】 地域防災力の向上に関する施策 【改定素案P42-45】

これまで取り組んできた災害リスクに対する施策を更に進めるため、上位計画である「氷見市国土強靱化地域計画」（2021年3月）の取組方針に基づき、行政・住民・事業者等が連携した防災・減災対策を促進することで、安全で安心な居住環境等を確保します。

施策	実施主体	実施時期の目標		
		短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (10年～)
① 避難計画の作成促進【共通】	市・事業者・市民等	-----▶	-----▶	-----▶
② 自主防災組織の強化等【共通】	市・市民	-----▶	-----▶	-----▶
③ 市民等への啓発活動【共通】	市・事業者・市民等	-----▶	-----▶	-----▶
④ 災害発生時における連携体制の整備【共通】	市・事業者・市民等	————▶		
⑤ 災害に強い道路ネットワークの整備および避難拠点へのアクセス向上【共通】	県・市	————▶	————▶	————▶

(実施時期の見方 実線：期間内に完了予定の取組、破線：継続的な取組)

2. 誘導施策

【方針4】 地域防災力の向上に関する施策 【改定素案P42-45】

施策	実施主体	実施時期の目標		
		短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (10年～)
⑥ 土砂災害等の対策の推進【土砂災害】	県・市	→		
⑦ 流域治水プロジェクト等による浸水対策の実施【洪水】	県・市	→		
⑧ 住宅・建築物等の耐震化等の促進【地震】 …住宅の耐震改修支援に軟弱地盤対策を追加	市	→		
⑨ 緊急輸送道路の無電柱化の検討【地震】	県・市	→		
⑩ 中心市街地における空き家対策事業等の推進【地震・火災・雪害】	市	→		
⑪ 海岸保全施設の老朽化対策【津波】	県・市	→		
⑫ 津波避難経路の確保【津波】	市	→		
⑬ ため池の整備と危険性の周知【ため池】	県・市	→		

(実施時期の見方 実線：期間内に完了予定の取組、破線：継続的な取組)

○防災指針（基本方針4）の追加を踏まえ、**目標値（防災士数、地区防災計画の策定数）**を追加し、今後の進行管理に反映します。

○なお、現在値と目標値で乖離がみられる指標もありますが、計画策定後5年しか経過していないため、目標の実現を目指し目標値は据え置くこととします（今後は見直しも検討）。

	指標	目標値			備考
		基準値	現在値	目標値	
施策の達成状況を把握するための指標	公共施設の延べ床面積の縮減	20.8万㎡ (2018)	21.5万㎡ (2023)	17.2万㎡ (2038)	
	人口密度の維持	31.3人/ha (2015)	28.5人/ha (2020)	31.3人/ha (2035)	居住誘導区域内
	住宅団地造成面積	0.8ha/10年 (2009-2018)	1.8ha/5年 (2019-2023)	3.0ha/10年 (2019-2028)	居住誘導区域内
	IJU応援センター紹介による移住者数	15人/年 (2017)	26人/年 (2022)	30人/年 (2038)	居住誘導区域内
	空き家・空き地情報バンク利用者数	6件/年 (2017)	11件/年 (2022)	12件/年 (2038)	居住誘導区域内
	路線・市街地循環バス利用者数	46万人/年 (2016)	35万人/年 (2021)	57万人/年 (2038)	
	防災士数	115人 (2023)	115人 (2023)	250人 (2028)	追加
施策による効果を把握するための指標	公共施設の維持管理費の削減*1	22.3億円/年 (2015)	20.7億円/年 (2021)	18.4億円/年 (2038)	
	公示地価(市街地)の維持による税込安定化*2	47,000円/㎡ (2018)	43,000円/㎡ (2022)	47,000円/㎡ (2038)	
	路線・市街地循環バスの行政負担の軽減(運行費補助金*3)	2.0億円/年 (2016)	1.6億円/年 (2021)	1.3億円/年 (2038)	
	地区防災計画の策定数	3地区 (2023)	11地区 (2023)	22地区 (2028)	追加

*1 本市が所有する135の公共施設の維持管理費を対象[氷見市公共施設再編計画対象施設]、*2「氷見市比美町178番」における地価公示価格を対象

*3 運行費補助金：バス路線を維持するために、行政がバス事業者に対して交付する補助金

(3) 今後の予定

